

住民基本台帳カードをご利用ください

■住民基本台帳カードとは

住民基本台帳カード（以下「住民カード」といいます。）は名前、生年月日、性別、住所を記録したカードです。

写真付の住民カードは、役所や金融機関の窓口で本人確認のための証明書として利用できて、大変便利です。

ご希望の方は、役場窓口にてカードを作ることができます。

●カードの有効期限／10年間

※在留期間のある外国人の方は、期間満了日が有効期限です。

●住民カードは税金の電子申告(e-tax)等に必要ないカードです。

電子申請にご利用の方は、カード受取り時に電子証明書の申請が可能です。（別途500円が必要です）



※カードは写真あり（氏名、生年月日、性別、住所、顔写真）と写真無しの2種類あります。

■住民カードの申請方法

①役場窓口で申請

【申請に必要なもの】

- ・顔写真1枚（写真付希望者）
- ・印鑑
- ・ご本人様を確認できる書類

（複数必要な場合があります）

②交付通知書が届く

カード交付をお知らせする交付通知書が、ご自宅に届きます。

（申請から2週間前後になります）

③窓口でカードを受け取る

交付通知書を持って、申請した窓口にお越しください。

（カード発行手数料は500円です）

【申請・問い合わせ先】

町民生活課 TEL 66・3114

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金を満額受け取るには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。納付済期間が足りない等の際には、左記の制度があります。

Q. 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間40年間に満たない場合はどうなるの？

A. 60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近付けることができます。

Q. 保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が通算して25年以上に満たしていない場合はどうなるの？

A. 70歳になるまで任意で加入することが出来ます。

※但し、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。

※海外に在住する日本国籍の方も、国民年金に任意加入することができます。

【問い合わせ・ご相談先】

日本年金機構 米子年金事務所
TEL 34・6111

南部町戦没者慰霊祭

平成25年度の戦没者慰霊祭を開催します。

■日時／10月10日（木）午後2時～

■場所／富有まんてんホール（天萬庁舎3階）

【申込・問い合わせ先】

町民生活課（天萬庁舎内）
TEL 64・3781

鳥取県勤労者美術展

【出品作品募集】

■対象／県内在住または県内にお勤めの勤労者の方及び退職者・家族

■部門／写真・洋画・日本画・書道

■出品受付期間／10月1日～11月8日

【申込先】一般財団法人鳥取県勤労者福祉協議会

<http://tottorirofukunet/>

【第60回鳥取県勤労者美術展（入場無料）】

■会期／12月1日～8日

■会場／倉吉博物館

【申込・問い合わせ先】

一般財団法人鳥取県勤労者福祉協議会
TEL (0857) 27・4188